

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	厚生年金基金の最低責任準備金のあり方についてP1
【コラム】	確定給付企業年金のポータビリティについて②P6

厚生年金基金の最低責任準備金のあり方について

1. はじめに

平成24年7月6日、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書（以下「有識者会議報告書」と言う）が公表されました。この会議は、本年2月に発覚したいわゆるAIJ問題を契機に、厚生年金基金を中心とした企業年金制度の資産運用および財政運営のあり方を問う声が一段と高まっている状況を踏まえ、企業年金の資産運用規制および財政運営の両面からこれまでの施策を検証し、今後の在り方について幅広い観点から議論を行うことを目的に、本年4月に設置されたものです。

有識者会議報告書では「資産運用規制の在り方」「財政運営の在り方」「厚生年金基金制度等の在り方」について報告されていますが、このうち厚生年金基金制度等の在り方においては最低責任準備金についても言及されています。一般的に、最低責任準備金についてはやや技術的な面が強く、また厚生年金本体との財政中立性について誤解されている部分もあることから、今月号ではその概要についてご案内いたします。

2. 代行部分の財政運営の現状

① 現在の代行部分の債務

代行部分は、財政の中立化が概ね図られており、「代行部分の債務≠今後の代行部分の給付に必要な額」である

厚生年金基金（以下「基金」と言う）制度を知らない人が、代行部分の債務とは何かと問われたら、「代行部分の給付を賄うのに必要な額」と考える人が多いのではないのでしょうか。実際には、代行部分の債務は、基金が解散した場合に代行部分の原資として徴収される額（**最低責任準備金**）であって、代行部分の給付を賄うのに必要な額とは一致しません。

現在の最低責任準備金の算定方法は、下図の通り、「平成11年9月末時点の最低責任準備金」に「代行部分に係る収入（免除保険料、受換金等）」、「代行部分に係る支出（代行給付相当額、移換金等）」および「厚生年金本体利回りによる利息」を加味して算定する元利合計方式（いわゆる「コロガシ方式」）となっています。

元利合計方式では、代行部分に係る収入があると、最低責任準備金および年金資産の双方がその分増加します。同様に、代行部分に係る支出があると、その分最低責任準備金も年金資産も減少します。したがって、厚生年金本体の利回りと同じ運用利回りを確保することができれば、代行部分については財政上の不足が発生しないこととなります。これを一般に**代行部分の財政中立化**が図られていると言います。

ただし、「厚生年金本体利回りによる利息」に用いる利回りが確定し告示されるのは翌年度の12月頃となるため、最大で1年9ヵ月遅れの利回りを適用することとなります。この適用時期の乖離を俗に『**期ズレ**』と呼び、運用環境に大きな変動があった年度には、財政に大きな影響を与えていました。期ズレの存在は、長期的には厚生年金本体との財政中立化に影響を与えるものではありませんが、厚生年金本体利回りと最低責任準備金算定に使用する利回りの乖離が短期的に大きくなると、財政中立化が一時的に損なわれる状態となります。こうした期ズレの問題を解消し、代行部分の一層の財政中立化を図るため、財務諸表上および継続基準による財政検証における代行部分の給付債務は、平成21年度財政決算より、厚生年金本体実績利回りを当該年度にそのまま適用して算出する「**最低責任準備金（継続基準）**」

【代行部分の債務の推移】

	継続基準上の代行部分の債務	非継続基準上の代行部分の債務
昭和41年10月1日 (基金制度発足)～	代行部分の債務は基金給付全体に対する債務に含まれており、代行部分を含めた基金給付全体の原資を積み立てる必要があった。	給付現価方式により算定した最低責任準備金
平成11年10月1日～		元利合計方式により算定した最低責任準備金
平成17年4月1日～	代行部分の債務が分離され、最低責任準備金となり、代行部分の給付の原資を積み立てる必要はなくなった。	
平成22年3月31日～	最低責任準備金（継続基準）	

③ 代行部分の給付に必要な額との調整方法

代行部分の債務と今後の代行部分の給付に必要な額の乖離を是正するのが「給付現価負担金」

最低責任準備金を元利合計方式で算定すると、現時点までの加入員期間に係る代行給付費の現価（過去期間代行給付現価）との間に乖離が生じ、実際の代行部分の給付に支障が生じる可能性があります。このため、以下の仕組みも平成17年4月より導入されました。

- ・最低責任準備金が過去期間代行給付現価の25%以上50%未満の場合
過去期間代行給付現価の50%と最低責任準備金との差額の5分の1が給付現価負担金として国から交付される
- ・最低責任準備金が過去期間代行給付現価の25%未満の場合
過去期間代行給付現価の50%と最低責任準備金との差額の全額が給付現価負担金として国から交付される

交付された給付現価負担金は、代行部分に係る収入として最低責任準備金に加算されます。これにより、最低責任準備金と過去期間代行給付現価の乖離が縮小します。逆に、最低責任準備金が過去期間代行給付現価より一定程度以上大きくなった場合には、免除保険料率により調整されます。このように、この調整は財政的には中立的な仕組みとなっています。過去期間代行給付現価の推移は以下の通りで、平成22年度の最低責任準備金の過去期間代行給付現価に占める割合は約59%となっています。

【過去期間代行給付現価の推移（現存している577基金の積立状況）】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①過去期間代行給付原価	24.5兆円	25.3兆円	26.0兆円	26.7兆円	27.3兆円	24.7兆円
②最低責任準備金	14.7兆円	15.3兆円	16.2兆円	16.3兆円	15.4兆円	14.6兆円
差（①－②）	9.8兆円	10.0兆円	9.8兆円	10.4兆円	11.9兆円	10.1兆円

（出典）厚生労働省「第6回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」配布資料2より作成

④ 最低責任準備金算定に用いる代行給付相当額

代行給付相当額の支給停止を見込む方法には、実績を用いる方法と一定率を乗じる方法がある

最低責任準備金の算定に用いる代行部分に係る収入および支出のうち、支出である「代行給付相当額」の算出方法には、2つの選択肢があります。これは、在職老齢年金等の支給停止をどう見込むかの選択肢であり、平成11年9月3日厚生省告示第192号の第1項7号および8号に定められていることから、「7号方式」、「8号方式」と呼ばれています。それぞれの内容は以下の通りです。

- 7号方式：在職老齢年金等の支給停止を実際の支給停止可能額により織り込む方式。
8号方式：在職老齢年金等の支給停止を政令で定める方法により織り込む、つまり、支給停止後の給付を支給停止前給付の0.875倍とする方式。

7号方式の実施には、厚生年金本体の支給停止情報が必要となりますが、平成11年10月当時は当該情報の入手に課題があったこともあり、現在では8号方式が一般的となっています。

3. 有識者会議報告の内容

有識者会議報告書では、代行部分の財政運営のあり方のうち、最低責任準備金のあり方については、以下のように述べられています。

- 代行部分の債務である最低責任準備金については、これまでも、前述の財政中立化の観点から、平成11年及び平成16年の改正によって計算方法の見直し等が行われてきたが、基金の実態に合わせたものとするとの観点から、**代行給付費の計算に当たって用いられる係数(0.875)について早急に見直す必要がある。**
- なお、最低責任準備金の計算に用いられる厚生年金保険本体の運用利回りについて、実績の確定の時期と計算への適用の時期の乖離の問題（「期ずれ」）を**解消すべき**であるとの意見や、最低責任準備金と過去期間代行給付現価との乖離を事後的に調整する**給付現価負担金の交付基準を見直すべき**であるとの意見もあった。

以下では、①代行給付費の計算に当たって用いられる係数（いわゆる「0.875問題」）、②期ズレの解消、および③給付現価負担金の交付基準、の3点について解説します。

①「0.875」問題

計算上の支給停止割合と実際の支給停止割合の乖離が、財政上の不足を招く「0.875問題」と呼ばれている

2.④で述べたとおり、最低責任準備金から控除する「代行給付相当額」の算出方法は、一般に8号方式が広く用いられています。これは、簡便的に最低責任準備金から控除する「代行給付相当額」を支給開始年齢に到達した者の計算上の代行年金額の0.875倍（代行給付の在職老齢年金等の支給停止割合は一律12.5%）と見なすものですが、この0.875という数値は、最低責任準備金の算出方法が元利合計方式となった平成11年10月以降一度も見直されていません。

しかし実際には、平成17年4月に60歳台前半の在職老齢年金の一律2割支給停止措置が廃止されるなど、在職老齢年金の仕組みは法改正等により変化しています。また、主に在職老齢年金の支給停止が行われるのは60歳～70歳の間であることが多いため、以下のような基金においては、実際の支給停止割合が計算上の支給停止割合（12.5%）より小さく、またその乖離が大きくなっていると考えられます。

- ・70歳以上の年金受給者の割合が多いような成熟度の高い基金
- ・60歳以上で雇用されている年金受給者が少ない基金
- ・60歳以上で標準報酬額が在職老齢年金の支給停止に該当しない水準である年金受給者が多い基金

2.①で述べたとおり、代行部分については財政中立化が図られており、代行部分に係る支出があればその分最低責任準備金および年金資産が減少するため、厚生年金本体の利回りと同じ運用利回りを確保することができれば、代行部分については財政上の不足は発生しません。しかし、実際の支給停止割合が理論上の支給停止割合を大きく下回る場合には、最低責任準備金と年金資産の減少額が乖離することとなるため、財政上の不足が発生する要因となります。そして、基金設立からの経過年数が長いほど、年金受給者の増加に伴い代行給付相当額が大きくなるため、一般的には不足額が大きくなるものと考えられます。

最低責任準備金から控除される計算上の代行給付相当額 < 実際に年金資産から支払われる代行給付費
→ 財政上の不足が発生し、代行部分の財政中立化が損なわれる。

このように、0.875と実際の支給停止割合との乖離が財政上の不足の発生要因となっていると指摘されており、俗に「0.875問題」と呼ばれています。今回の有識者会議では、支給停止後の代行給付相当額を算出する係数（0.875）を早急に見直すことを提言しています。これが見直されれば、代行部分について

より一層の財政中立化が図られると言えます。ただし、この見直しが財政状況の改善にどの程度寄与するかは、

- ・ 全基金一律の率となるのか、個別基金毎に設定されるのか
 - ・ 平成11年10月以降のいつ時点以降の代行給付相当額を算出する係数が見直されるのか
- といった詳細の決定により異なりますので、引続き注視が必要です。

② 期ズレの解消

非継続基準上の代行部分の債務の期ズレによる不足金発生が構造的問題を招くとの意見もあり

2.①で述べた通り、現在、代行部分の債務には以下の2種類が存在します。

最低責任準備金（継続基準）	継続基準上の代行部分の債務 厚生年金本体実績利回りを当該年度にそのまま適用して算出
最低責任準備金	非継続基準上の代行部分の債務 厚生年金本体実績利回りを最大1年9ヵ月遅れで適用して算出

継続基準上の債務に不足が生じないようにするためには、理論上は厚生年金本体と同じ運用利回りを確保すればよいのですが、非継続基準上の債務に不足が生じないようにするためには、最大1年9ヵ月前の厚生年金本体の利回りを確保する必要があります。

厚生年金本体の利回りが安定的に推移している局面では、不足が生じない運用利回りは継続基準上、非継続基準上ともに同程度となるため、どちらも矛盾なく基準を満たすことができます。しかし、近年では厚生年金本体の利回りも変動が大きくなっていることから、期ズレの影響が大きくなる場面が見られます。

平成23年度を例にとると、厚生年金本体利回りは弊社推計では2.2%となっています。一方、最低責任準備金算定に使用する利回りは5.59%（平成23年4～12月の9ヵ月間は7.54%（平成21年度の厚生年金本体利回り）、平成24年1～3月の3ヵ月間は▲0.26%（平成22年度の厚生年金本体利回り）を適用）であり、厚生年金本体利回りとは乖離している様子がうかがえます。つまり、厚生年金本体と同様の運用をした場合には2.2%程度の利回りとなる運用環境下において、約5.59%の運用利回りを確保しなければ、非継続基準上の積立水準が低下することを意味します。

継続基準では期ズレが解消されたにもかかわらず、非継続基準において期ズレ解消が行なわれなかった理由としては、既に解散した基金との公平性の観点などが考えられますが、有識者会議では「期ズレによる非継続基準上の積立水準の低下を避けるために高いリターンを求める構造になっているのでは」という意見もありました。

【厚生年金本体実績利回り（最低責任準備金（継続基準）算定利回り）】

（単位：％）

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23(見込)
利回り	4.66	4.15	3.62	3.22	1.99	0.21	4.91	2.73	6.82	3.10	▲3.54	▲6.83	7.54	▲0.26	2.2



最大1年9ヵ月遅れで適用



【最低責任準備金算定利回り】

（単位：％）

年月	平成11年 10～12月	平成12年 1～12月	平成13年 1～12月	平成14年 1～12月	平成15年 1～12月	平成16年 1～12月	平成17年 1～12月	平成18年 1～12月	平成19年 1～12月	平成20年 1～12月	平成21年 1～12月	平成22年 1～12月	平成23年 1～12月	平成24年 1～12月
利回り	4.66	4.15	3.62	3.22	1.99	0.21	4.91	2.73	6.82	3.10	▲3.54	▲6.83	7.54	▲0.26

③ 給付現価負担金の交付基準

給付現価負担金の見直しにより財政状況が改善するとの意見もあり

給付現価負担金の交付基準については2.③で述べたとおりですが、交付基準である「最低責任準備金が過去期間代行給付現価の50%未満」に該当しても、25%未満にならないと、過去期間代行給付現価の50%に満たない額の全額ではなく5分の1のみが交付されます。交付実績は1基金平均7,500万円程度

となっており、平成22年度の過去期間代行給付現価の平均値約430億円や、最低責任準備金の平均値約250億円と比べると、少額となっています。

給付現価負担金の交付を受けると最低責任準備金も年金資産も増加するため、財政上の中立は確保されたままですが、年金資産の増額により運用収益が増加することも期待できます。そのため、有識者会議では給付現価負担金の交付基準を見直すべきという意見もありました。

【給付現価負担金の交付実績】

交付年度	実績額
平成18年度（平成17年度決算に基づく交付）	8,050万円（1基金）
平成19年度（平成18年度決算に基づく交付）	4,490万円（1基金）
平成20年度（平成19年度決算に基づく交付）	交付実績なし
平成21年度（平成20年度決算に基づく交付）	3,300万円（2基金）
平成22年度（平成21年度決算に基づく交付）	6億9,460万円（7基金）
平成23年度（平成22年度決算に基づく交付）	6億5,390万円（9基金）

（出典）厚生労働省「第4回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」配布資料2-2より抜粋

4. まとめ

最低責任準備金については、代行給付費の計算に当たって用いられる係数（0.875）見直しの方向が示され、代行部分のより一層の財政中立化が期待されます。非継続基準上の期ズレの解消および給付現価負担金の交付基準については、具体的な見直しの方向性は示されていないものの、引続き検討が必要であると考えます。

今回の有識者会議は、厚生年金基金制度のあり方を問う声から設置されたものでしたが、議論の過程において、代行部分は公的年金の一部であるという責任とともに、中小企業の老後の安定的な生活を支える厚生年金基金制度の役割が再認識されたように感じます。

今後、有識者会議報告書で示された視点に沿って具体的な改革案が策定され、パブリックコメント手続きが順次行なわれる予定です。引続き改正の動向を注視するとともに、改めるべきは改めながら、より良い厚生年金基金制度となるよう議論を深めていく必要があります。

<ご参考資料>

「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ekia.html>

りそな年金トピックス「『厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議』報告書について」（平成24年7月2日）

<https://resona-nenkin.secure.force.com/servlet/servlet.FileDownload?retURL=%2Fapex%2FInformationPensionView&file=00P10000006aFCmEAM>

りそなコラム

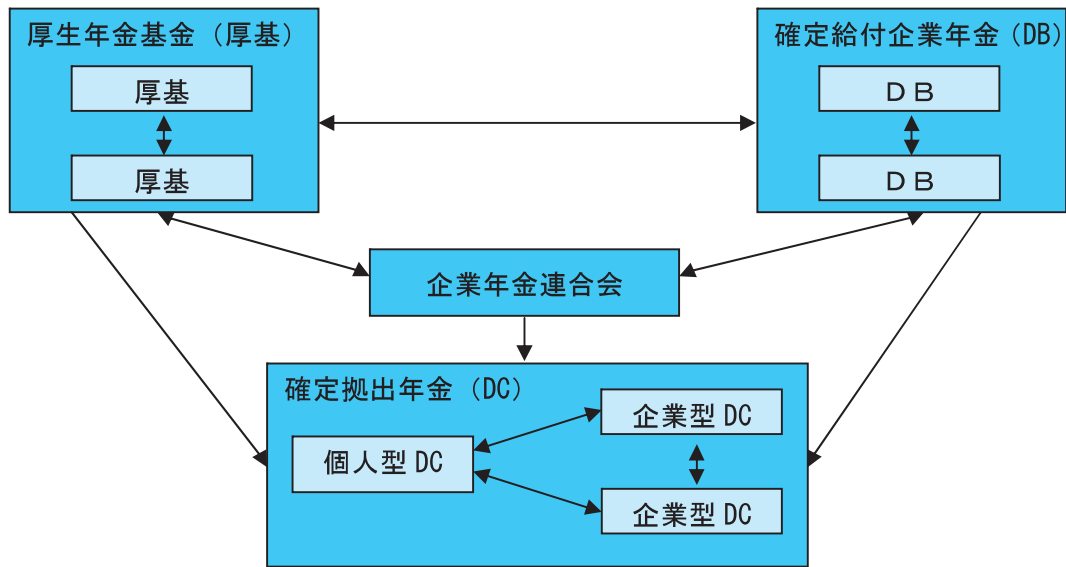
確定給付企業年金のポータビリティについて②

第28回のコラムのテーマは、前回に引き続き、「確定給付企業年金のポータビリティ」に関する、信託銀行の営業マン「Aさん」と、上司である「B課長」との間のディスカッションです。

B課長：では次に、企業年金のポータビリティの中核をなす企業年金連合会（以下「連合会」）について説明しよう。連合会は、もともとは厚生年金基金の中途脱退者に係る運用・管理・給付などを行うことを目的に、昭和42年の厚生年金保険法の改正に基づき「厚生年金基金連合会」として設立され、平成17年に現在の企業年金連合会へと改組したんだ。連合会の事業は多岐にわたるが、その中でも、厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金といった企業年金間の年金通算を行うのが主要な役割の一つなんだよ。

Aさん：はい、いわゆる年金通算制度ですね。

B課長：うむ。年金通算制度の仕組みを大まかに図にすると、こんな感じだ。



規約に定めていれば、すべての確定給付企業年金において、連合会との積立金等の移受換が可能なんだ。また、連合会から確定拠出年金（企業型 DC または個人型 DC）へは、積立金等の移換のみが可能となっているね。

Aさん：連合会は、各企業年金間の橋渡しをして、中途脱退者が将来年金を受けとれるための役割を果たしているのですね。

B課長：そのとおり。ちなみに、厚生年金基金や確定給付企業年金から移換した脱退一時金相当額を原資に連合会が支給する年金のことを「通算企業年金」というんだ。通算企業年金の詳細については、連合会が発行しているパンフレットがあるから、中途脱退者が移換を検討する場合には、本人によく読んでもらうといいね。パンフレットには、

- ・ 厚生年金基金あるいは確定給付企業年金の中途脱退者が脱退一時金相当額（年金原資）を移換でき、将来連合会から通算企業年金として受け取ることができること。
- ・ 移換時には所定の事務費がかかること。
- ・ 移換した資金は年2.25%（平成24年7月末現在）で運用されること。
- ・ 年金支給開始は原則65歳（厚生年金同様、生年月日による経過措置あり）で、80歳まで保証期間のついた終身年金であること。
- ・ 連合会から他の企業年金制度に年金原資を移換できる場合があること。

などが書かれている。こうしたパンフレットがあることを知っておくと、事業主が中途脱退者にポータビリティの説明をするときも便利だよ。

Aさん：はい、お客さまに案内しておきます。

B課長：具体的な連合会への移換手続についても少し触れておこう。移換の申し出には、事業主が取りまとめて行う場合と、中途脱退者本人が直接連合会に申し出を行う場合とがある。ここでは事業主が取りまとめて申し出を行う場合についてみてみよう。事業主として申し出を行うには、まず事前に連合会に登録しておくことが必要だ。

Aさん：はい、確定給付企業年金が発足したときに、事業主宛に連合会より登録の用紙が送付されていました。

B課長：そうだね。そして、中途脱退者から連合会への移換の申し出が合った場合、事業主が連合会所定の「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第 10 号）」という書類を連合会に提出する。提出の締切は毎月 15 日だ。連合会はこの書類を元に審査し、受理することが決まると、事業主に「移換通知受理書」を送付する。受理書を受けた事業主は、その月の末日までに脱退一時金相当額を連合会に移換するよう、受託機関に指図を行う。受託機関は指図を受けて、連合会への資金の移換を期日までに行う。そして、連合会が移換を受けた翌月上旬に、連合会から中途脱退者本人宛に「移換完了通知書」が送付される、という流れなんだよ。

確定給付企業年金のポータビリティについて②

- Aさん：そうなんですか、具体的な手続までは知りませんでした。よく勉強しておきます。
- B課長：うむ。では、最後に、権利義務の移転・承継による移換について簡単に触れておこう。
- Aさん：中途脱退者の脱退一時金相当額の移換とは別のものですね。
- B課長：そうだよ。移換元から移換先へ給付の支給に関する権利義務を移転・承継し、資金を移換するという方法だ。確定給付企業年金法第79条では、確定給付企業年金の実施事業所が別の確定給付企業年金の実施事業所となるときに、権利義務の移転・承継を行うことができる旨が定められている。ところがこの規定は、実施事業所全体の場合だけでなく実施事業所の一部、すなわち「一部の加入者」においても可能なんだ。これを確定給付企業年金法施行令では「一部移転加入者」と称している（令第49条第2項）。ただしこの場合も、移換元と移換先との確定給付企業年金のそれぞれの規約において「あらかじめ」権利義務を移転・承継することを定めていることが必須条件なんだ。
- Aさん：なるほど。でも、中途脱退者の脱退一時金相当額の移換の場合と何が違うんですか？
- B課長：いわゆるポータビリティの場合、移換が可能なのは、移換元の確定給付企業年金で老齢給付金の支給が受けられない中途脱退者が対象だったよね。権利義務を移転・承継する方式の場合は、支給の繰下げを行えば将来老齢給付金を受給できる加入者も移換の対象になるんだよ。
- Aさん：要するに、権利義務の移転・承継では、中途脱退者を含めたすべての加入者を移換の対象とできるということですね。
- B課長：そうだね。それと、もうひとつ大きな違いがある。確定給付企業年金法施行規則第5条第4号に給付減額の定めがあるということだ。移転・承継の際には数理計算を行い減額の判定を行うが、もし減額に該当するとなった場合でも、減額の対象となる加入者の3分の2以上の同意（3分の2以上で組織される労働組合がある場合は組合の同意）を得て、減額をすることにつきやむをえない理由があると認められるときは減額が認められるんだ。
- Aさん：たしか、中途脱退者の脱退一時金相当額の移換の場合は、減額はできませんでしたね。
- B課長：そのとおり。これら2点が大きく異なるところだね。
- Aさん：そうすると、あらかじめ規約で定めておくならば、「権利義務の移転・承継」の方が融通が利くような気がします。
- B課長：ところが、そういうわけには行かないんだよ。権利義務の移転・承継を行う場合、移換元および移換先それぞれの確定給付企業年金において厚生労働大臣の承認を受ける必要があるんだ。そして承認の申請を行うためには、それぞれの確定給付企業年金において次の同意が必要となるんだよ。

- ・ 被用者年金被保険者の過半数代表の同意、または過半数で組織する労働組合があるときは組合の同意（基金型の場合は代議員会における代議員の4分の3以上の議決）
- ・ 移転する加入者が属する事業所の事業主の同意
- ・ 移転する加入者の同意

そして、この承認申請は、権利義務の移転・承継による移換が発生するたびに、その都度行わなければならないんだよ。

- Aさん：移換のたびに同意を取得して、承認申請しなければいけないんですか。それはたいへんですね。
- B課長：うむ。移換が必要になった際の状況に応じて、加入者の保護を念頭に置きつつ、こうした移換の制度を利用するべきだね。
- Aさん：はい、よくわかりました。

<ご参考資料> 企業年金連合会ホームページ

企業年金制度と通算年金 http://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin_tsusan/index.html
移受換の事務処理 <http://www.pfa.or.jp/nenkin/ijukan/ijukan03.html>

企業年金ノート No.532

平成24年8月 リそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※リそな銀行「リそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）